

令和8年度

操山国有林外森林整備事業（保護）

閱 覧 図 書

添付書類

- 1 契約書(案)
可分事業内訳書
作業仕様書
作業位置図
- 2 契約情報の公表
- 3 入札者注意書

岡山森林管理署

森林整備事業請負契約書（案）

収入
印紙

- 1 事業名 操山国有林外森林整備事業(保護)
- 2 事業場所 別紙図面のとおり
- 3 事業量 別紙可分事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契 約 締 結 日 の 翌 日 から
令和 8 年 9 月 30 日 まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は別紙可分事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也
[注]()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	1 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注)国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当無し				

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 契約約款第38条第1項は、別紙可分事業内訳書の作業毎に適用するものとする。
- (3) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (4) 伐倒木の持ち出しは禁止する。(なお衛生伐については仕様書による。)
- (5) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて本契約書及び令和8年3月11日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	岡山県津山市小田中228-1
	氏 名	分任支出負担行為担当官
		岡山森林管理署長 山 崎 準 印

請負者	住 所	
	氏 名	
		印

(注) 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（請負者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに

当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

可分事業内訳書

操山国有林外森林整備事業(保護)

森林 事務所	作業種	事業期間	記番	国有林 林小班	数量		摘要
					本数	材積	
岡山	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸	自 契約締結の翌日 至 令和8年5月29日	501	操山803い1	95本	93.13m ³	
			502	操山804い1	2本	0.71m ³	
			503	操山804ろ1	200本	152.15m ³	
			504	操山804ろ2	6本	4.72m ³	
			505	操山805い	36本	24.23m ³	
			506	竜ノ口山808ぬ	15本	11.93m ³	
			507	竜ノ口山812に	17本	17.68m ³	
			508	竜ノ口山812ち	2本	0.49m ³	
			509	竜ノ口山812り	5本	7.18m ³	
			510	竜ノ口山812ぬ	8本	21.70m ³	
			511	竜ノ口山812る	1本	0.37m ³	
			512	竜ノ口山812わ	8本	14.68m ³	
			513	竜ノ口山812な	3本	2.63m ³	
			計		398本	351.60m ³	
	カシノナガキクイムシ駆除 伐倒整理	自 令和8年7月1日 至 令和8年9月30日	514	操山803い1	95本	93.13m ³	立木くん蒸処理木の伐倒整理
			515	操山804い1	2本	0.71m ³	立木くん蒸処理木の伐倒整理
			516	操山804ろ1	200本	152.15m ³	立木くん蒸処理木の伐倒整理
			517	操山804ろ2	6本	4.72m ³	立木くん蒸処理木の伐倒整理
			518	操山805い	36本	24.23m ³	立木くん蒸処理木の伐倒整理
			519	竜ノ口山808ぬ	15本	11.93m ³	立木くん蒸処理木の伐倒整理
			520	竜ノ口山812に	17本	17.68m ³	立木くん蒸処理木の伐倒整理
			521	竜ノ口山812ち	2本	0.49m ³	立木くん蒸処理木の伐倒整理
			522	竜ノ口山812り	5本	7.18m ³	立木くん蒸処理木の伐倒整理
			523	竜ノ口山812ぬ	8本	21.70m ³	立木くん蒸処理木の伐倒整理
			524	竜ノ口山812る	1本	0.37m ³	立木くん蒸処理木の伐倒整理
			525	竜ノ口山812わ	8本	14.68m ³	立木くん蒸処理木の伐倒整理
			526	竜ノ口山812な	3本	2.63m ³	立木くん蒸処理木の伐倒整理
			計		398本	351.60m ³	

※材積は、幹枝を含む

可 分 事 業 内 訳 書

操山国有林外森林整備事業(保護)

森 林 事 務 所	作 業 種	事 業 期 間	記番	国有林 林小班	数量		摘要	
					本数	材積		
高梁	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸	自 契約締結の翌日 至 令和 8 年 5 月 29 日	1001	臥牛山503ほ	73本	48.77 m ³		
			1002	臥牛山503り	1本	0.89 m ³		
		計				74本	49.66 m ³	
	カシノナガキクイムシ駆除 伐倒整理	自 令和 8 年 7 月 1 日 至 令和 8 年 9 月30日	1003	臥牛山503ほ	73本	48.77 m ³	立木くん蒸処理木の 伐倒整理	
			1004	臥牛山503り	1本	0.89 m ³	立木くん蒸処理木の 伐倒整理	
		計				74本	49.66 m ³	
神代	衛生伐	自 契約締結の翌日 至 令和 8 年 5 月 29 日	1101	上下田608ら	111本	18.29 m ³		
			計				111本	18.29 m ³
カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸			計			472本	401.26 m ³	
カシノナガキクイムシ駆除 伐倒整理			計			472本	401.26 m ³	
衛生伐			計			111本	18.29 m ³	
合 計						1055本	820.81 m ³	

※材積は、幹枝を含む

(別紙) 可分事業内訳書の被害木の詳細

国有林	林小班	作業種	樹種	直径 cm	樹高 m	No.テープ 標示番号
操山	803い1	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	54	22	966
			コナラ	40	24	967
			コナラ	32	18	968
			コナラ	34	22	969
			コナラ	36	22	970
			コナラ	32	19	971
			コナラ	48	20	972
			コナラ	32	18	973
			コナラ	28	20	976
			コナラ	24	16	978
			コナラ	12	10	980
			コナラ	18	12	981
			コナラ	24	22	982
			コナラ	34	22	984
			コナラ	30	22	985
			コナラ	40	22	988
			コナラ	28	22	989
			コナラ	26	18	990
			コナラ	34	19	991
			コナラ	30	22	992
			コナラ	46	26	993
			コナラ	22	16	994
			コナラ	44	24	995
			コナラ	16	14	996
			コナラ	24	18	997
			コナラ	30	22	998
			コナラ	38	24	999
			コナラ	36	22	894
			コナラ	44	20	895
			コナラ	50	22	896
			コナラ	52	24	897
			コナラ	42	24	898
			コナラ	30	24	899
			コナラ	58	24	900
			コナラ	26	17	901
			コナラ	34	20	902
			コナラ	56	24	903
			コナラ	30	22	904
			コナラ	36	20	905
			コナラ	24	18	906
			コナラ	40	26	907
			コナラ	28	20	908
			コナラ	30	17	909
			コナラ	34	20	910
			コナラ	30	18	911
			コナラ	34	22	912
			コナラ	44	24	913

(別紙) 可分事業内訳書の被害木の詳細

国有林	林小班	作業種	樹種	直径 cm	樹高 m	No.テープ 標示番号
操山	803い1	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	38	24	914
			コナラ	30	22	915
			コナラ	26	18	916
			コナラ	40	22	917
			コナラ	28	18	918
			コナラ	50	24	919
			コナラ	12	16	920
			コナラ	12	16	921
			コナラ	26	16	922
			コナラ	8	14	923
			コナラ	14	14	924
			コナラ	26	18	925
			コナラ	26	22	926
			コナラ	36	24	927
			コナラ	26	24	928
			コナラ	18	22	929
			コナラ	32	24	930
			コナラ	26	24	931
			コナラ	40	26	932
			コナラ	34	22	933
			コナラ	36	18	934
			コナラ	24	12	935
			コナラ	24	16	936
			コナラ	24	22	937
			コナラ	14	12	938
			コナラ	48	26	939
			コナラ	48	24	940
			コナラ	30	16	941
			コナラ	26	22	942
			コナラ	24	18	943
			コナラ	24	20	944
			コナラ	22	16	945
			コナラ	14	16	946
			コナラ	14	18	947
			コナラ	34	26	948
			コナラ	42	22	949
			コナラ	34	18	950
			コナラ	14	16	951
			コナラ	46	28	952
			コナラ	40	22	953
			コナラ	32	22	954
			コナラ	42	24	955
			コナラ	40	24	956
			コナラ	30	24	957
			コナラ	38	24	958
			コナラ	30	22	959
			コナラ	38	22	960

(別紙) 可分事業内訳書の被害木の詳細

国有林	林小班	作業種	樹種	直径 cm	樹高 m	No.テープ 標示番号
操山	803い1	立木くん蒸、伐倒整理	コナラ	46	26	961
操山	804い1	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	22	18	891
			コナラ	22	16	892
操山	804ろ1	立木くん蒸 伐倒整理	アベマキ	30	14	661
			アベマキ	32	14	662
			コナラ	58	18	663
			コナラ	46	18	664
			コナラ	34	18	665
			コナラ	32	18	666
			コナラ	30	18	667
			コナラ	58	17	668
			コナラ	40	17	669
			コナラ	30	18	670
			コナラ	38	19	671
			コナラ	24	17	672
			コナラ	32	18	673
			コナラ	24	15	674
			コナラ	40	20	675
			コナラ	26	18	676
			コナラ	24	18	677
			コナラ	14	12	678
			コナラ	20	17	679
			コナラ	38	20	680
			コナラ	32	16	681
			コナラ	28	20	682
			コナラ	30	20	683
			コナラ	30	22	684
			コナラ	24	18	685
			コナラ	26	18	686
			コナラ	16	20	687
			コナラ	24	18	688
			コナラ	28	22	689
			コナラ	32	24	690
			コナラ	22	20	691
			コナラ	44	26	692
			コナラ	36	22	693
			コナラ	28	20	694
			コナラ	30	22	695
			コナラ	30	22	696
			コナラ	16	22	697
			コナラ	32	24	698
			コナラ	38	24	699
			コナラ	32	24	700
			コナラ	18	18	701
			コナラ	18	18	702
			コナラ	24	22	703
			コナラ	34	22	704

(別紙) 可分事業内訳書の被害木の詳細

国有林	林小班	作業種	樹種	直径 cm	樹高 m	No.テープ 標示番号
操山	804ろ1	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	28	20	705
			コナラ	24	19	706
			コナラ	34	22	707
			コナラ	34	22	708
			コナラ	26	20	709
			コナラ	48	26	710
			コナラ	18	18	711
			コナラ	30	22	712
			コナラ	38	24	713
			コナラ	28	22	714
			コナラ	26	22	715
			コナラ	28	20	716
			コナラ	24	14	717
			コナラ	24	20	718
			コナラ	38	22	719
			コナラ	40	22	720
			コナラ	30	18	721
			コナラ	32	18	722
			コナラ	32	22	723
			コナラ	42	26	724
			コナラ	42	26	725
			コナラ	40	24	726
			コナラ	32	22	727
			コナラ	52	24	728
			コナラ	30	20	729
			コナラ	50	24	730
			コナラ	38	22	731
			コナラ	44	22	732
			コナラ	24	20	733
			コナラ	24	22	734
			コナラ	24	24	735
			コナラ	40	22	736
			コナラ	24	22	737
			コナラ	20	14	738
			コナラ	20	18	739
			コナラ	42	26	740
			コナラ	30	22	741
			コナラ	32	22	742
			コナラ	36	24	743
			コナラ	38	24	744
			コナラ	46	24	745
			コナラ	26	23	746
			コナラ	18	16	747
			コナラ	16	20	748
			コナラ	22	18	749
			コナラ	20	20	750
			コナラ	28	20	751

(別紙) 可分事業内訳書の被害木の詳細

国有林	林小班	作業種	樹種	直径 cm	樹高 m	No.テープ 標示番号
操山	804ろ1	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	26	20	752
			コナラ	26	20	753
			コナラ	42	26	754
			コナラ	28	22	755
			コナラ	20	20	756
			コナラ	38	22	757
			コナラ	38	22	758
			コナラ	40	22	759
			コナラ	30	18	760
			コナラ	16	18	761
			コナラ	36	20	762
			コナラ	30	18	763
			コナラ	36	24	764
			コナラ	34	20	765
			コナラ	24	20	766
			コナラ	38	24	767
			コナラ	18	20	768
			コナラ	34	20	769
			コナラ	18	18	770
			コナラ	48	22	771
			コナラ	18	13	772
			コナラ	14	18	773
			コナラ	20	20	774
			コナラ	30	24	775
			コナラ	30	24	776
			コナラ	30	22	777
			コナラ	18	18	778
			コナラ	20	20	779
			コナラ	24	20	780
			コナラ	20	22	781
			コナラ	16	20	782
			コナラ	40	24	783
			コナラ	30	22	784
			コナラ	20	20	785
			コナラ	26	22	786
			コナラ	20	18	787
			コナラ	26	22	788
			コナラ	16	18	789
			コナラ	14	16	790
			コナラ	26	23	791
			コナラ	16	8	792
			コナラ	26	20	793
			コナラ	20	20	794
			コナラ	40	14	795
			コナラ	22	18	796
			コナラ	36	22	797
			コナラ	26	14	798

(別紙) 可分事業内訳書の被害木の詳細

国有林	林小班	作業種	樹種	直径 cm	樹高 m	No.テープ 標示番号
操山	804ろ1	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	22	14	799
			コナラ	20	15	800
			コナラ	20	16	801
			コナラ	24	14	802
			コナラ	14	14	803
			コナラ	24	18	804
			コナラ	22	12	805
			コナラ	14	8	806
			コナラ	50	18	807
			コナラ	16	13	808
			コナラ	38	20	809
			コナラ	28	20	810
			コナラ	18	18	811
			コナラ	14	14	812
			コナラ	34	22	813
			コナラ	38	22	814
			コナラ	32	20	815
			コナラ	30	18	816
			コナラ	24	18	817
			コナラ	42	18	818
			コナラ	16	12	819
			コナラ	24	20	820
			コナラ	38	24	821
			コナラ	54	22	822
			コナラ	24	20	823
			コナラ	16	16	824
			コナラ	48	22	825
			コナラ	16	16	826
			コナラ	22	18	827
			コナラ	16	18	828
			コナラ	38	23	829
			コナラ	26	21	830
			コナラ	20	20	831
			コナラ	34	24	832
			コナラ	36	24	833
			コナラ	18	12	966
			コナラ	22	14	967
			コナラ	34	18	968
			コナラ	18	18	969
			コナラ	22	18	970
			コナラ	20	18	971
			コナラ	32	20	972
			コナラ	36	20	973
			コナラ	42	24	976
			コナラ	20	16	978
			コナラ	20	16	980
			コナラ	40	22	981

(別紙) 可分事業内訳書の被害木の詳細

国有林	林小班	作業種	樹種	直径 cm	樹高 m	No.テープ 標示番号
操山	804ろ1	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	18	22	982
			コナラ	32	24	984
			コナラ	32	18	985
			コナラ	28	18	988
			コナラ	26	22	989
			コナラ	30	22	990
			コナラ	34	20	991
			コナラ	42	24	992
			コナラ	24	22	993
			コナラ	32	22	994
			コナラ	20	18	995
			コナラ	40	22	996
			コナラ	30	20	997
			コナラ	26	22	998
			コナラ	20	22	999
操山	804ろ2	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	30	22	883
			コナラ	20	16	884
			コナラ	30	20	885
			コナラ	40	20	886
			コナラ	36	19	887
			コナラ	30	22	888
操山	805い	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	24	16	834
			コナラ	32	17	835
			コナラ	32	17	836
			コナラ	24	18	837
			コナラ	14	15	838
			コナラ	26	18	839
			コナラ	20	18	840
			コナラ	24	17	841
			コナラ	26	19	842
			コナラ	38	24	843
			コナラ	24	20	844
			コナラ	34	20	845
			コナラ	30	21	846
			コナラ	24	18	847
			コナラ	24	6	848
			コナラ	32	21	849
			コナラ	48	25	850
			コナラ	24	18	851
			コナラ	38	19	852
			コナラ	24	13	853
			コナラ	24	18	854
			コナラ	20	18	855
			コナラ	30	19	856
			コナラ	30	23	857
			コナラ	24	19	858
			コナラ	40	18	962

(別紙) 可分事業内訳書の被害木の詳細

国有林	林小班	作業種	樹種	直径 cm	樹高 m	No.テープ 標示番号
操山	805い	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	42	20	963
			コナラ	36	18	964
			コナラ	20	10	965
			コナラ	20	18	974
			コナラ	34	22	975
			コナラ	30	18	977
			コナラ	24	18	979
			コナラ	28	20	983
			コナラ	26	22	986
			コナラ	38	22	987
竜ノ口山	808ぬ	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	38	24	白 781
			コナラ	36	24	白 782
			コナラ	26	24	白 783
			コナラ	24	22	白 784
			コナラ	14	16	白 785
			コナラ	24	22	白 786
			コナラ	22	22	白 787
			コナラ	30	22	白 788
			コナラ	20	20	白 789
			コナラ	26	16	白 790
			コナラ	34	22	白 791
			コナラ	26	22	白 792
			コナラ	42	24	白 793
			コナラ	46	20	白 794
			コナラ	24	18	白 795
竜ノ口山	812に	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	28	20	白 761
			コナラ	28	20	白 762
			コナラ	36	22	白 763
			コナラ	28	22	白 764
			コナラ	40	22	白 765
			コナラ	36	22	白 766
			コナラ	40	24	白 767
			コナラ	30	22	白 768
			コナラ	14	14	白 769
			コナラ	48	24	白 770
			コナラ	42	22	白 771
			コナラ	34	22	白 772
			コナラ	30	20	白 773
			コナラ	34	20	白 774
			コナラ	34	20	白 775
			コナラ	44	22	白 776
			コナラ	34	20	白 777
竜ノ口山	812ち	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	28	12	白 818
			アベマキ	18	10	白 819
竜ノ口山	812り	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	48	22	白 813
			コナラ	48	24	白 814
			コナラ	28	22	白 815

(別紙)可分事業内訳書の被害木の詳細

国有林	林小班	作業種	樹種	直径 cm	樹高 m	No.テープ 標示番号
竜ノ口山	812㍿	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	32	22	白 816
			コナラ	42	24	白 817
竜ノ口山	812ぬ	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	50	24	白 805
			コナラ	80	24	白 806
			コナラ	56	24	白 807
			コナラ	82	24	白 808
			コナラ	48	26	白 809
			コナラ	22	14	白 810
			コナラ	20	20	白 811
			コナラ	66	24	白 812
竜ノ口山	812る	立木くん蒸、伐倒整理	コナラ	22	18	白 796
竜ノ口山	812わ	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	42	24	白 797
			コナラ	50	24	白 798
			コナラ	56	24	白 799
			コナラ	32	20	白 800
			コナラ	28	24	白 801
			コナラ	46	24	白 802
			コナラ	58	22	白 803
			コナラ	50	22	白 804
竜ノ口山	812な	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	28	22	白 778
			コナラ	30	24	白 779
			コナラ	32	24	白 780
臥牛山	503ほ	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	30	11	1
			コナラ	28	9	2
			コナラ	10	5	3
			コナラ	42	12	4
			コナラ	12	7	5
			コナラ	10	6	6
			コナラ	16	5	7
			コナラ	44	10	8
			コナラ	32	9	9
			コナラ	22	8	10
			コナラ	30	8	11
			コナラ	22	8	12
			コナラ	34	9	13
			コナラ	48	12	14
			コナラ	26	9	15
			コナラ	40	12	16
			コナラ	42	11	17
			コナラ	32	8	18
			コナラ	90	9	19
			コナラ	18	7	20
			コナラ	30	10	21
			コナラ	26	10	22
			コナラ	34	10	23
			コナラ	30	9	24
			コナラ	34	12	25

(別紙) 可分事業内訳書の被害木の詳細

国有林	林小班	作業種	樹種	直径 cm	樹高 m	No.テープ 標示番号
臥牛山	503ほ	立木くん蒸 伐倒整理	コナラ	38	11	26
			コナラ	36	13	27
			コナラ	20	11	28
			コナラ	26	10	29
			コナラ	36	10	30
			コナラ	54	13	31
			コナラ	32	14	32
			コナラ	18	7	33
			コナラ	32	11	34
			コナラ	14	9	35
			コナラ	48	15	361
			コナラ	28	9	362
			コナラ	50	17	363
			コナラ	16	8	364
			コナラ	82	20	365
			コナラ	24	7	366
			コナラ	46	13	367
			コナラ	26	11	368
			コナラ	28	8	369
			コナラ	28	7	370
			コナラ	12	6	371
			コナラ	20	12	372
			コナラ	36	12	373
			コナラ	50	14	374
			コナラ	58	15	375
			コナラ	42	18	376
			コナラ	54	14	377
			コナラ	32	7	378
			コナラ	70	18	379
			コナラ	60	17	380
			コナラ	38	14	381
			コナラ	48	9	382
			コナラ	54	8	383
			コナラ	22	7	384
			コナラ	38	9	385
			コナラ	54	8	386
			コナラ	44	10	387
			コナラ	26	8	388
			コナラ	32	9	389
			コナラ	54	14	390
			コナラ	58	14	391
			コナラ	50	14	392
			コナラ	88	15	393
			コナラ	30	9	394
			コナラ	18	8	395
			コナラ	32	7	397
			コナラ	28	6	398

(別紙) 可分事業内訳書の被害木の詳細

国有林	林小班	作業種	樹種	直径 cm	樹高 m	No.テープ 標示番号
臥牛山	503ほ	立木くん蒸、伐倒整理	コナラ	30	6	399
臥牛山	503り	立木くん蒸、伐倒整理	コナラ	44	13	396
上下田	608ら	衛生伐	アカマツ	18	17	赤 1
			アカマツ	30	15	赤 3
			アカマツ	16	15	赤 7
			アカマツ	20	19	赤 32
			アカマツ	10	6	赤 39
			アカマツ	12	10	赤 41
			アカマツ	8	10	赤 43
			アカマツ	26	18	赤 70
			アカマツ	14	15	赤 90
			アカマツ	12	15	赤 93
			アカマツ	22	18	赤 94
			アカマツ	12	14	赤 112
			アカマツ	16	17	赤 120
			アカマツ	12	12	赤 130
			アカマツ	20	17	赤 340
			アカマツ	10	15	赤 348
			アカマツ	10	14	赤 349
			アカマツ	16	16	赤 365
			アカマツ	18	18	赤 375
			アカマツ	8	11	赤 384
			アカマツ	20	17	赤 389
			アカマツ	10	15	赤 450
			アカマツ	10	14	赤 459
			アカマツ	10	16	赤 463
			アカマツ	20	15	赤 519
			アカマツ	20	16	赤 558
			アカマツ	22	16	赤 560
			アカマツ	18	14	赤 565
			アカマツ	20	14	赤 586
			アカマツ	18	14	赤 589
			アカマツ	24	20	赤 599
			アカマツ	16	17	赤 603
			アカマツ	12	11	赤 612
			アカマツ	14	11	赤 617
			アカマツ	6	5	赤 620
			アカマツ	14	9	赤 657
			アカマツ	6	6	赤 667
			アカマツ	12	12	赤 361
			アカマツ	18	17	赤 30-1
			アカマツ	22	17	赤 30-2
			アカマツ	16	10	黄 8
			アカマツ	12	11	黄 29
			アカマツ	18	15	黄 48
			アカマツ	18	14	黄 78
			アカマツ	20	12	黄 80

(別紙) 可分事業内訳書の被害木の詳細

国有林	林小班	作業種	樹種	直径 cm	樹高 m	No.テープ 標示番号
上下田	608ら	衛生伐	アカマツ	18	19	黄 90
			アカマツ	16	17	黄 93
			アカマツ	10	17	黄 98
			アカマツ	10	13	黄 107
			アカマツ	20	15	黄 121
			アカマツ	16	17	黄 122
			アカマツ	12	16	黄 124
			アカマツ	12	12	黄 200
			アカマツ	24	17	黄 224
			アカマツ	8	10	黄 252
			アカマツ	22	15	黄 266
			アカマツ	16	14	黄 267
			アカマツ	12	7	黄 284
			アカマツ	10	15	黄 334
			アカマツ	16	13	黄 353
			アカマツ	24	14	黄 368
			アカマツ	16	14	黄 374
			アカマツ	24	16	黄 395
			アカマツ	20	16	黄 400
			アカマツ	22	16	黄 410
			アカマツ	12	11	黄 418
			アカマツ	14	12	黄 428
			アカマツ	14	7	黄 450
			アカマツ	16	14	黄 456
			アカマツ	14	5	黄 483
			アカマツ	16	11	黄 495
			アカマツ	12	17	黄 56-1
			アカマツ	12	16	黄 56-2
			アカマツ	16	14	白 17
			アカマツ	16	15	白 19
			アカマツ	34	15	白 22
			アカマツ	18	14	白 24
			アカマツ	16	15	白 26
			アカマツ	20	14	白 38
			アカマツ	14	15	白 56
			アカマツ	14	13	白 59
			アカマツ	16	12	白 66
			アカマツ	14	16	白 94
			アカマツ	14	14	白 135
			アカマツ	18	15	白 154
			アカマツ	12	15	白 179
			アカマツ	16	16	白 181
			アカマツ	12	15	白 203
			アカマツ	8	12	白 204
			アカマツ	14	14	白 208
			アカマツ	18	20	白 217
			アカマツ	14	14	白 222

(別紙)可分事業内訳書の被害木の詳細

国有林	林小班	作業種	樹種	直径 cm	樹高 m	No.テープ 標示番号
上下田	608ら	衛生伐	アカマツ	20	14	白 271
			アカマツ	10	12	白 274
			アカマツ	20	9	白 306
			アカマツ	14	13	白 318
			アカマツ	14	15	白 333
			アカマツ	10	10	白 345
			アカマツ	10	12	白 346
			アカマツ	18	9	白 347
			アカマツ	12	10	白 357
			アカマツ	14	10	白 358
			アカマツ	12	11	白 365
			アカマツ	22	14	白 389
			アカマツ	14	12	白 393
			アカマツ	26	16	白 417
			アカマツ	10	11	白 479
			アカマツ	18	17	白 488
			アカマツ	12	9	白 501
			アカマツ	30	18	白 505
			アカマツ	14	8	白 506

作 業 仕 様 書 総 則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現地の作業木に、ナンバーテープ及びカラーテープにより表示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

カシノナガキクイムシ駆除（立木くん蒸）仕様書

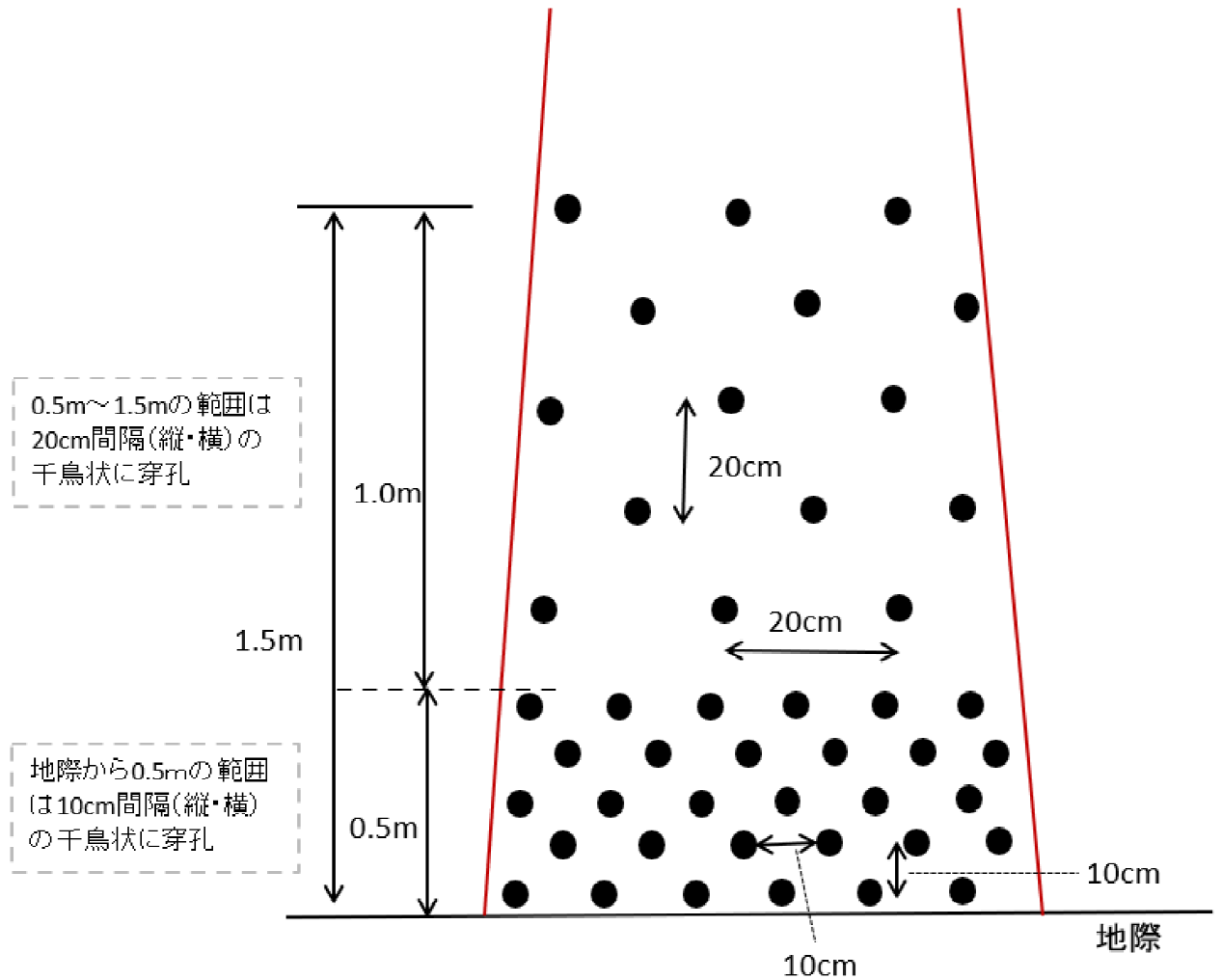
- 1 被害木の標示を十分確認すること。
- 2 薬剤の使用に当たっては、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 3 薬剤処理に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。なお、監督職員の立会がなかった場合は処理後速やかに監督職員に届け出て確認を受けること。
- 4 降雨中、降雨直後及び薬剤散布直後に降雨が予想される場合、並びに強風の場合は、散布を行わないこと。
- 5 請負者は、事業日報に、薬剤の使用量並びに処理数量（材積）を明確に記入し、必要に応じ監督職員に提示し、事業終了後はこれとともに別紙様式の作業記録報告書を森林管理署長（監督職員経由）に提出すること。
- 6 請負者は、薬剤の使用を予定している最初の日までに、「農薬使用計画書」を最寄の農政局（県拠点）に提出すること。

（薬剤注入処理方法）

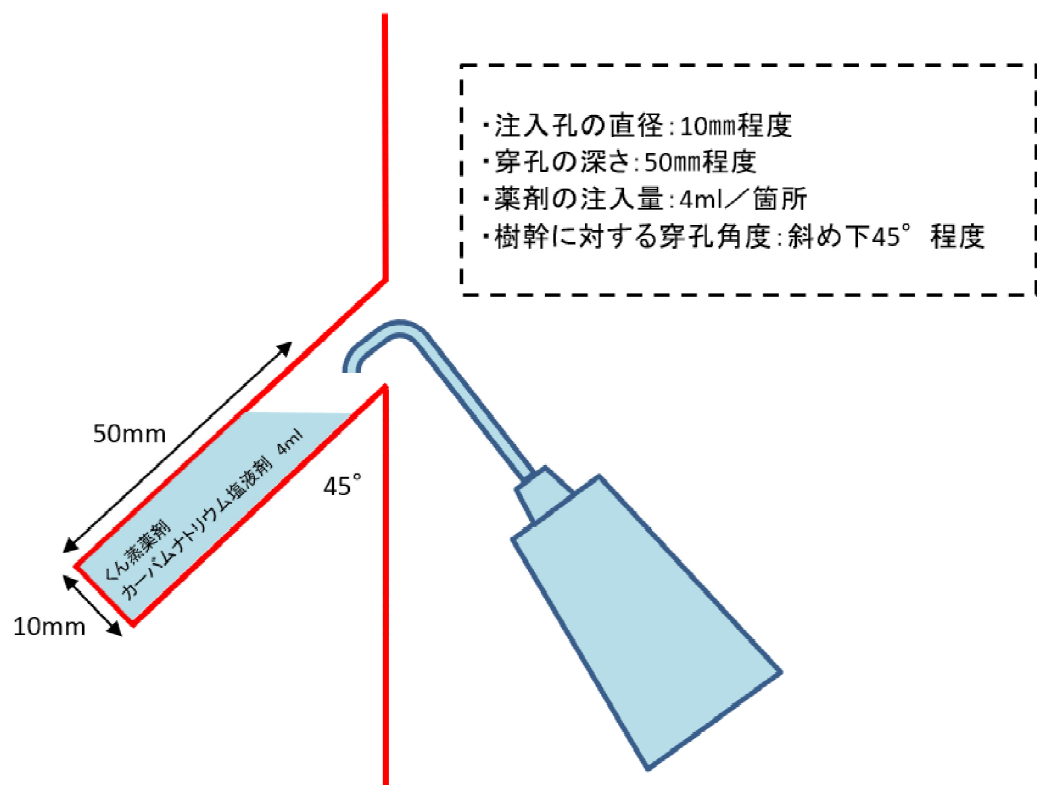
- 7 薬剤注入孔は、ドリルで下方向き斜め約 45 度の方向に、深さ約 50mm、直径約 10mm とし、地際から 0.5m の範囲では 10 cm 間隔（縦・横）、0.5m ～1.5m では 20 cm 間隔（縦・横）の千鳥状に開ける（別図参照）。
- 8 薬剤はカーバムナトリウム塩液剤を原液で使用し、地際から樹幹上部の順に各注入孔に原液 4 ml を基準として薬剤を注入する。

(別図)

薬剤注入孔配置図



薬剤注入孔断面図



カシノナガキクイムシ駆除（立木くん蒸）特記仕様書

（総則的事項）

- 1 薬剤の使用にあたっては、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。また、実施の細部については、監督職員の指示に従うこと。

（被害木の標示）

- 2 被害木は、ナンバーテープ・カラーテープにて標示しているが、疑義があるときは監督職員の指示に従うこと。

（薬剤使用時の注意事項）

- 3 薬剤処理の期間中は、第三者に事故等で損害を与えることのないよう、被害木及び駆除事業箇所への進入路入口等における薬剤使用告知並びに立ち入り規制の警告看板やバリケード設置等の安全対策措置を講じなければならない。

（付帯作業）

- 4 使用後の薬剤容器は、回収の上、産業廃棄物として処分すること。県または市町村が認定している処分場において処分することとし適切に処理したことを証明する書類（マニフェスト等）を監督職員に提出すること。

（安全衛生）

- 5 薬剤の取扱中は露出部を少なくするため、保安帽、手袋、マスク等の保護具を着用するとともに、薬剤が皮膚についた場合や作業終了時は石けんでよく洗浄すること。

（その他）

- 6 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

処理済木整理仕様書

- 1 処理済木の標示を十分確認すること。
- 2 伐倒に当たっては、かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すこと。
- 3 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止あるいは管理歩道確保のため、沢、歩道等への伐倒は避けること。
- 4 伐倒した処理済木は玉切りを行い歩行の邪魔にならないように整理し、下流での被害防止のため安定させ存置すること。

処理済木整理特記仕様書

（伐倒木の標示）

- 1 伐倒木は、ナンバーテープ・カラーテープにて標示しているが、疑義があるときは監督職員の指示に従うこと。

（伐倒作業）

- 2 伐倒方向は安全な方向とし、人及び車両の安全確保のため、県道、林道、歩道等への伐倒はしないこと。
なお、伐倒木が通行の支障となる場合は早急に取り除くこと。
- 3 伐採対象木はかかり木とならないよう完全に伐倒するとともに、残存木を損傷しないよう努めること。また道沿いの対象木はワイヤーロープ等で伐倒方向を規制して伐採するなど、十分な対策を講じたうえで作業すること。
- 4 道沿いで伐倒を行うときは、誘導員を配置し、安全に伐倒出来るよう必要な措置を講じること。

（集積）

- 5 伐倒した箇所付近に、樹幹、末木枝条を集積することとし、転動防止を図ること。
- 6 急傾斜地等により転落のおそれがある箇所では、転落防止対策を講じること。

（作業に当たっての事前手続き等）

- 7 作業の実施において、一部市道の通行規制が必要となる場合は、道路管理者及び所管の警察署にて手続きを行うこと。なお、手続きに必要な具体的な資料については、道路管理者等へ問い合わせること。

（その他）

- 8 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

カシノナガキクイムシ駆除（立木くん蒸）
薬剤等購入仕様書

1 購入薬剤

- | | |
|----------|----------------------|
| ① 農薬の用途 | カシノナガキクイムシ駆除用薬剤（くん蒸） |
| ② 農薬の種類 | カーバムナトリウム塩液剤 |
| ③ 適用木名 | カシ・ナラ・シイ類 |
| ④ 適用病虫害名 | カシノナガキクイムシ |
| ⑤ 薬剤数量 | 186.23ℓ |

2 注意事項

- (1) 農薬登録済みの薬剤及び上記の品質・特性を有した有効期限内の物品を購入すること。
- (2) 薬材・材料は監督職員の確認を受けてから使用すること。
- (3) 納品書（写）を監督職員に提出すること。
- (4) 薬剤・材料の輸送にあたっては、破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (5) その他必要事項については監督員の指示によること。

衛生伐仕様書

- 1 被害木の標示を十分確認し、誤伐のないよう処理すること。
- 2 伐倒に当たっては、かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
- 3 伐倒木は玉切り・搬出を行いすべて破砕または焼却することとし、林内に存置させないこと。
- 4 請負者は、被害木を破砕または焼却するときは、移動に先立って森林管理署長に報告（別記様式1）し、移動証明書（別記様式2）の交付を受け、移動時にこれを携行すること。
また、被害木を破砕・焼却場等で処理したときは、その証明書（マニフェスト等）を徴し、別紙様式の作業記録報告書に添付すること。
- 5 請負者は、事業日報に、処理数量（本数及び材積）を明確に記入し、必要に応じ監督職員に提示し、事業終了後はこれとともに別紙様式の作業記録報告書を森林管理署長（監督職員経由）に提出すること。

岡山森林管理署長 山崎 準 殿

松くい虫による被害木移動予定報告について

記

駆除処理実施予定期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

処置に関する事項

本数	本
----	---

契約書添付の衛生伐仕様書による。

番 号 No. 1

松くい虫による被害木の移動証明書

住所 _____

氏名 _____

〔駆除処置移動内容〕

1 移動対象被害木の所在地

2 移動対象被害木の移動先

3 移 動 経 路

4 移動予定時間

自	令和	年	月	日
至	令和	年	月	日

5 移動予定数量

材積	m ³
----	----------------

6 移 動 方 法

上記の者は、駆除処置移動内容のとおり衛生伐実施のため、移動するものであることを証明する。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

岡山森林管理署長 山崎 準

別紙様式（監督職員経由）

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
岡山森林管理署長 山崎 準 殿

報告者 住所
 氏名

作 業 記 録 報 告 書

令和 年 月 日に締結した操山国有林外森林整備事業（保護）について、駆除作業を完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 契約に定める駆除作業の内容
- 2 作業記録

作 業 の 内 容	実施したもの	実施期間	実施場所	実施数量	駆除実施者	摘 要
（カシノナガキイムシ駆除）						
被害木のくん蒸（立木くん蒸）						
処理済木伐倒整理						
（衛生伐）						
被害木の伐倒（枝払い及び玉切を含む）						
搬出						
伐倒木、枝条等の破砕						
伐倒木、枝条等の焼却						

- （注） 1 実施した全作業について○印を付し、それぞれの欄に記入する。
 2 駆除実施者欄は報告者以外が行った場合のみ記入する。
 3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。
 4 摘要欄には、監督職員が一部又は全部立会いした年月日等、参考事項を記入する。

特記仕様書

アフリカ豚熱（ASF）対策

- 1 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 2 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、岡山県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。
- 3 その他、本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。



縮尺 1/20,000

操山国有林外森林整備事業(保護) 請負箇所位置図

国有林	操山803い1	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除	
	立木くん蒸	伐倒整理
本数	95本	95本
幹材積	93.13m ³	93.13m ³
凡例		

国有林	操山804い1	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除	
	立木くん蒸	伐倒整理
本数	2本	2本
幹材積	0.71m ³	0.71m ³
凡例		

国有林	操山804ろ1	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除	
	立木くん蒸	伐倒整理
本数	200本	200本
幹材積	152.15m ³	152.15m ³
凡例		

国有林	操山804ろ2	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除	
	立木くん蒸	伐倒整理
本数	6本	6本
幹材積	4.72m ³	4.72m ³
凡例		

国有林	操山805い	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除	
	立木くん蒸	伐倒整理
本数	36本	36本
幹材積	24.23m ³	24.23m ³
凡例		

0 250 500 m

1:20,000

操山国有林外森林整備事業(保護) 請負箇所位置図

縮尺 1/5,000

国有林	操山804ろ1	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除	
	立木くん蒸	伐倒整理
本 数	200本	200本
幹材積	152.15m ³	152.15m ³
凡 例	●	

国有林	操山805い	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除	
	立木くん蒸	伐倒整理
本 数	36本	36本
幹材積	24.23m ³	24.23m ³
凡 例	●	

国有林	操山804ろ2	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除	
	立木くん蒸	伐倒整理
本 数	6本	6本
幹材積	4.72m ³	4.72m ³
凡 例	●	

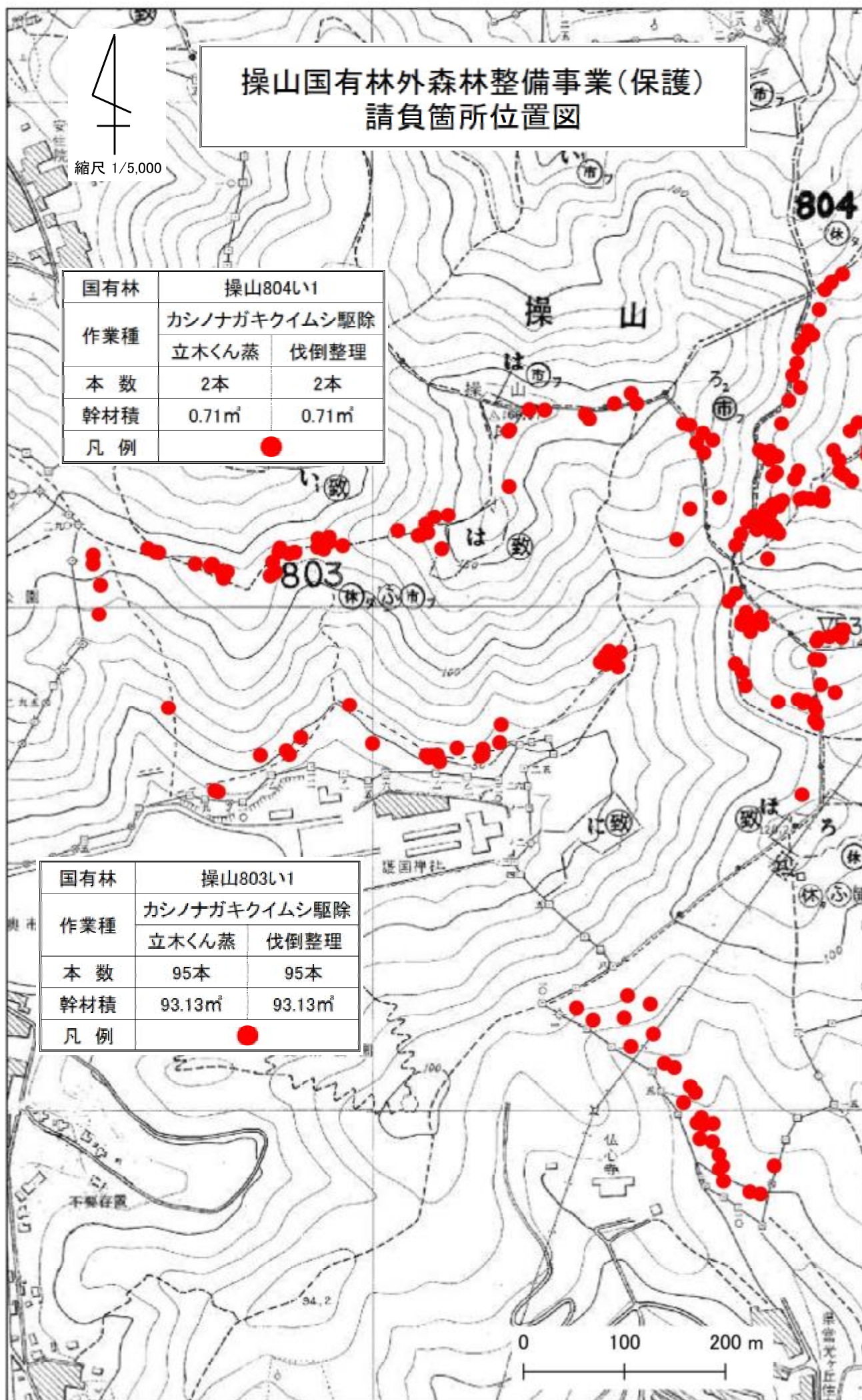
0 100 200 m

操山国有林外森林整備事業(保護) 請負箇所位置図

縮尺 1/5,000

国有林	操山804い1	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除	
	立木くん蒸	伐倒整理
本 数	2本	2本
幹材積	0.71m ³	0.71m ³
凡 例	●	

国有林	操山803い1	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除	
	立木くん蒸	伐倒整理
本 数	95本	95本
幹材積	93.13m ³	93.13m ³
凡 例	●	





縮尺 1/20,000

操山国有林外森林整備事業(保護) 請負箇所位置図

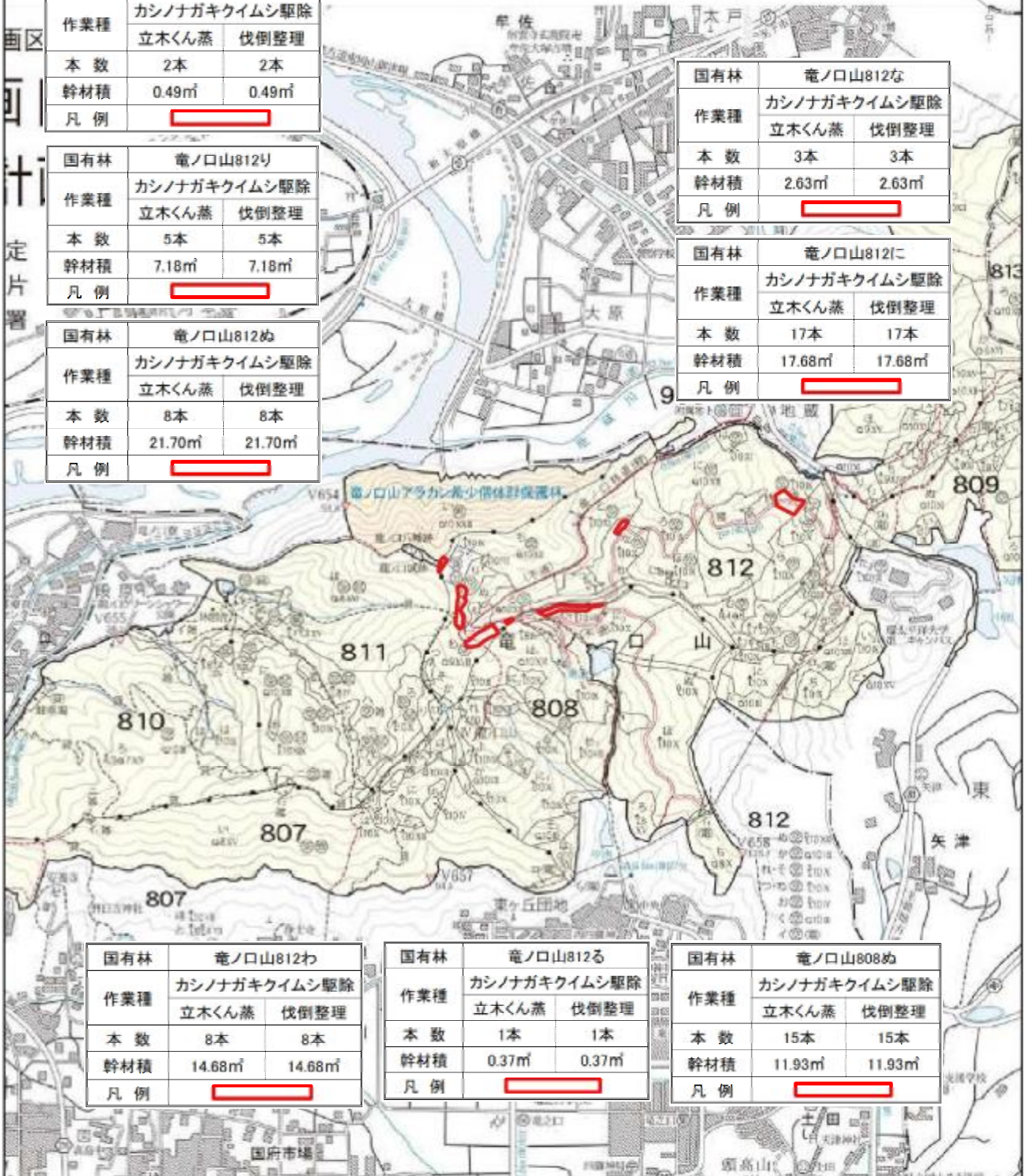
国有林	竜ノ口山812ち	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸 伐倒整理	
本数	2本	2本
幹材積	0.49m ³	0.49m ³
凡例		

国有林	竜ノ口山812リ	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸 伐倒整理	
本数	5本	5本
幹材積	7.18m ³	7.18m ³
凡例		

国有林	竜ノ口山812ぬ	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸 伐倒整理	
本数	8本	8本
幹材積	21.70m ³	21.70m ³
凡例		

国有林	竜ノ口山812な	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸 伐倒整理	
本数	3本	3本
幹材積	2.63m ³	2.63m ³
凡例		

国有林	竜ノ口山812に	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸 伐倒整理	
本数	17本	17本
幹材積	17.68m ³	17.68m ³
凡例		



国有林	竜ノ口山812わ	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸 伐倒整理	
本数	8本	8本
幹材積	14.68m ³	14.68m ³
凡例		

国有林	竜ノ口山812る	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸 伐倒整理	
本数	1本	1本
幹材積	0.37m ³	0.37m ³
凡例		

国有林	竜ノ口山808ぬ	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸 伐倒整理	
本数	15本	15本
幹材積	11.93m ³	11.93m ³
凡例		

0 250 500 m

1:20,000

操山国有林外森林整備事業(保護) 請負箇所位置図

縮尺 1/5,000

国有林	竜ノ口山812ち	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸	伐倒整理
本 数	2本	2本
幹材積	0.49m ³	0.49m ³
凡 例	●	

国有林	竜ノ口山812リ	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸	伐倒整理
本 数	5本	5本
幹材積	7.18m ³	7.18m ³
凡 例	●	

国有林	竜ノ口山812ぬ	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸	伐倒整理
本 数	8本	8本
幹材積	21.70m ³	21.70m ³
凡 例	●	

国有林	竜ノ口山812な	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸	伐倒整理
本 数	3本	3本
幹材積	2.63m ³	2.63m ³
凡 例	●	

国有林	竜ノ口山812わ	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸	伐倒整理
本 数	8本	8本
幹材積	14.68m ³	14.68m ³
凡 例	●	

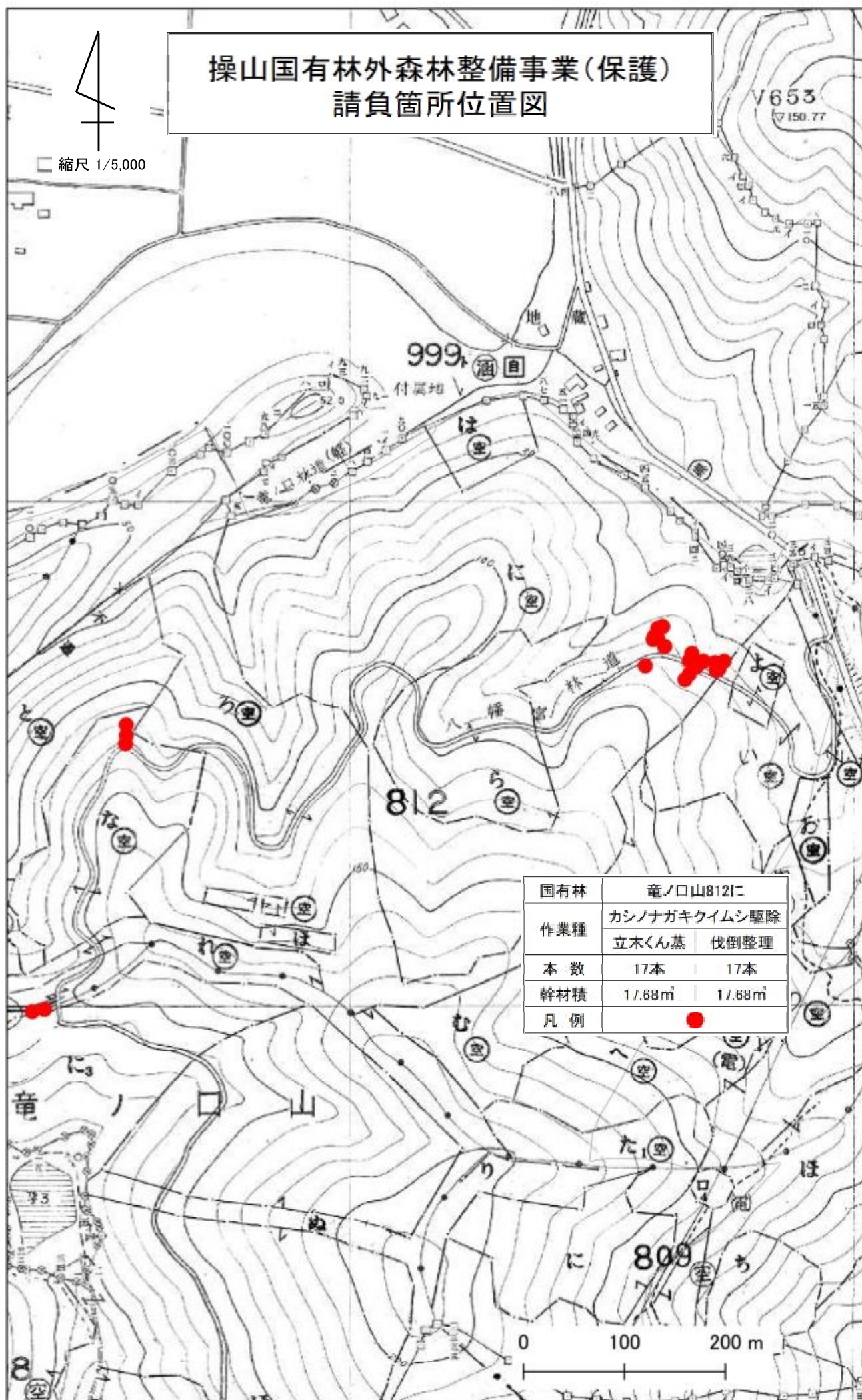
国有林	竜ノ口山808ぬ	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸	伐倒整理
本 数	15本	15本
幹材積	11.93m ³	11.93m ³
凡 例	●	

国有林	竜ノ口山812る	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除 立木くん蒸	伐倒整理
本 数	1本	1本
幹材積	0.37m ³	0.37m ³
凡 例	●	

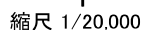
0 100 200 m

操山国有林外森林整備事業(保護) 請負箇所位置図

縮尺 1/5,000



国有林	竜ノ口山812に	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除	
	立木くん蒸	伐倒整理
本数	17本	17本
幹材積	17.68m ³	17.68m ³
凡例	●	

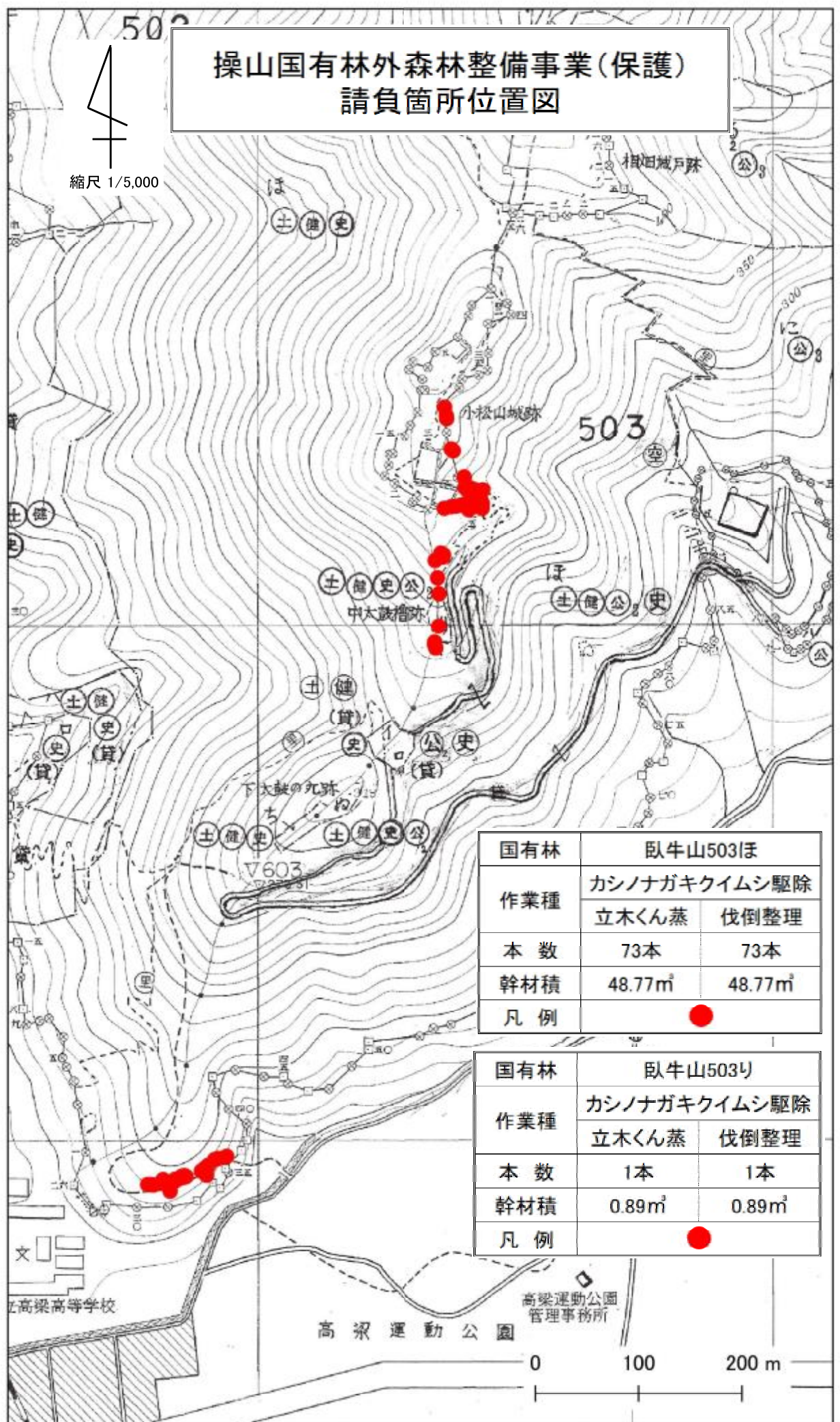


国有林	臥牛山503ほ	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除	
	立木くん蒸	伐倒整理
本数	73本	73本
幹材積	48.77m³	48.77m³
凡例		

国有林	臥牛山503り	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除	
	立木くん蒸	伐倒整理
本数	1本	1本
幹材積	0.89m³	0.89m³
凡例		

操山国有林外森林整備事業(保護) 請負箇所位置図

縮尺 1/5,000



国有林	臥牛山503ほ	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除	
	立木くん蒸	伐倒整理
本数	73本	73本
幹材積	48.77m ³	48.77m ³
凡例	●	

国有林	臥牛山503リ	
作業種	カシノナガキクイムシ駆除	
	立木くん蒸	伐倒整理
本数	1本	1本
幹材積	0.89m ³	0.89m ³
凡例	●	

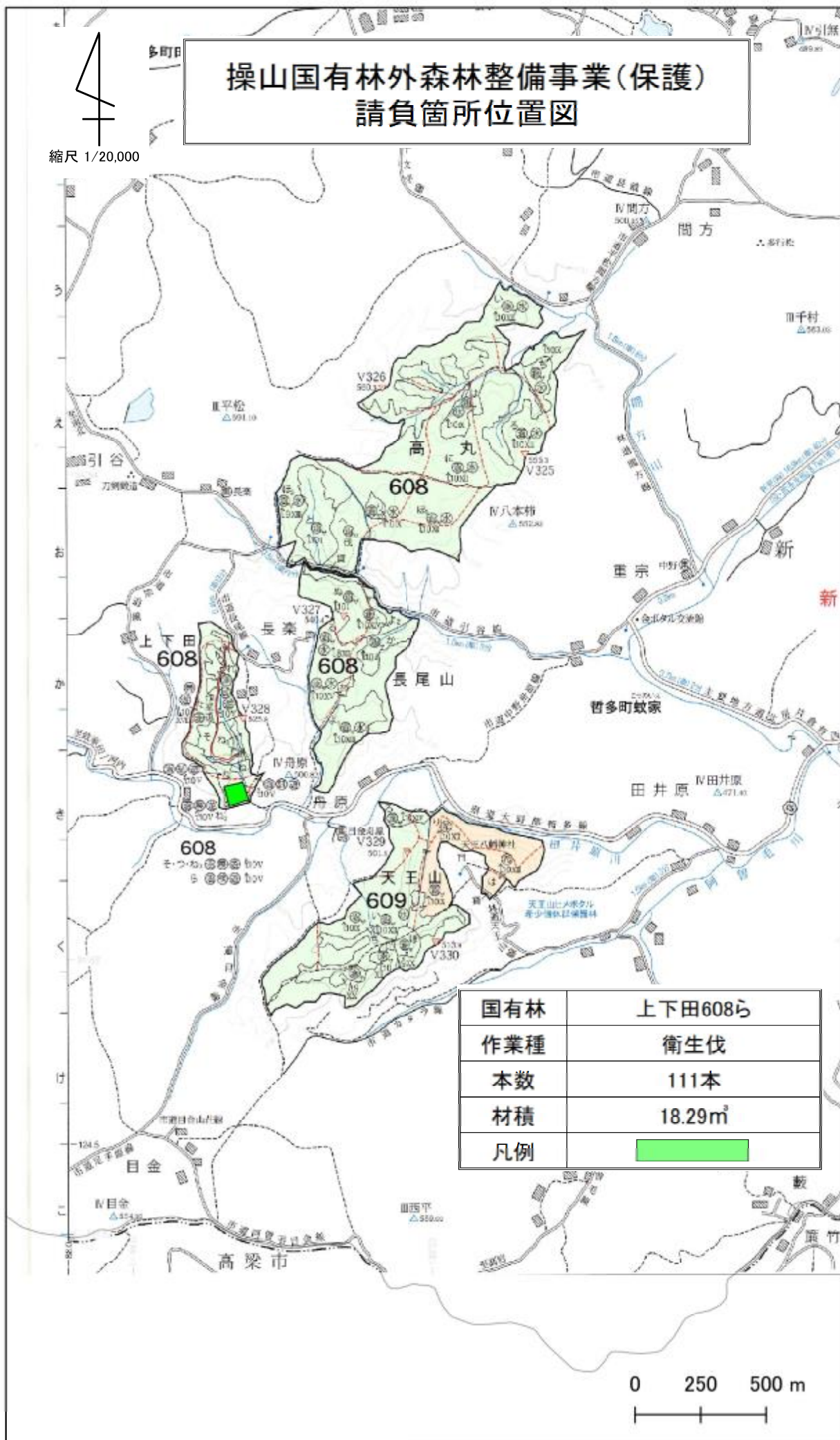
高梁運動公園

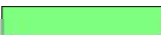
高梁運動公園
管理事務所

0 100 200 m

操山国有林外森林整備事業(保護) 請負箇所位置図

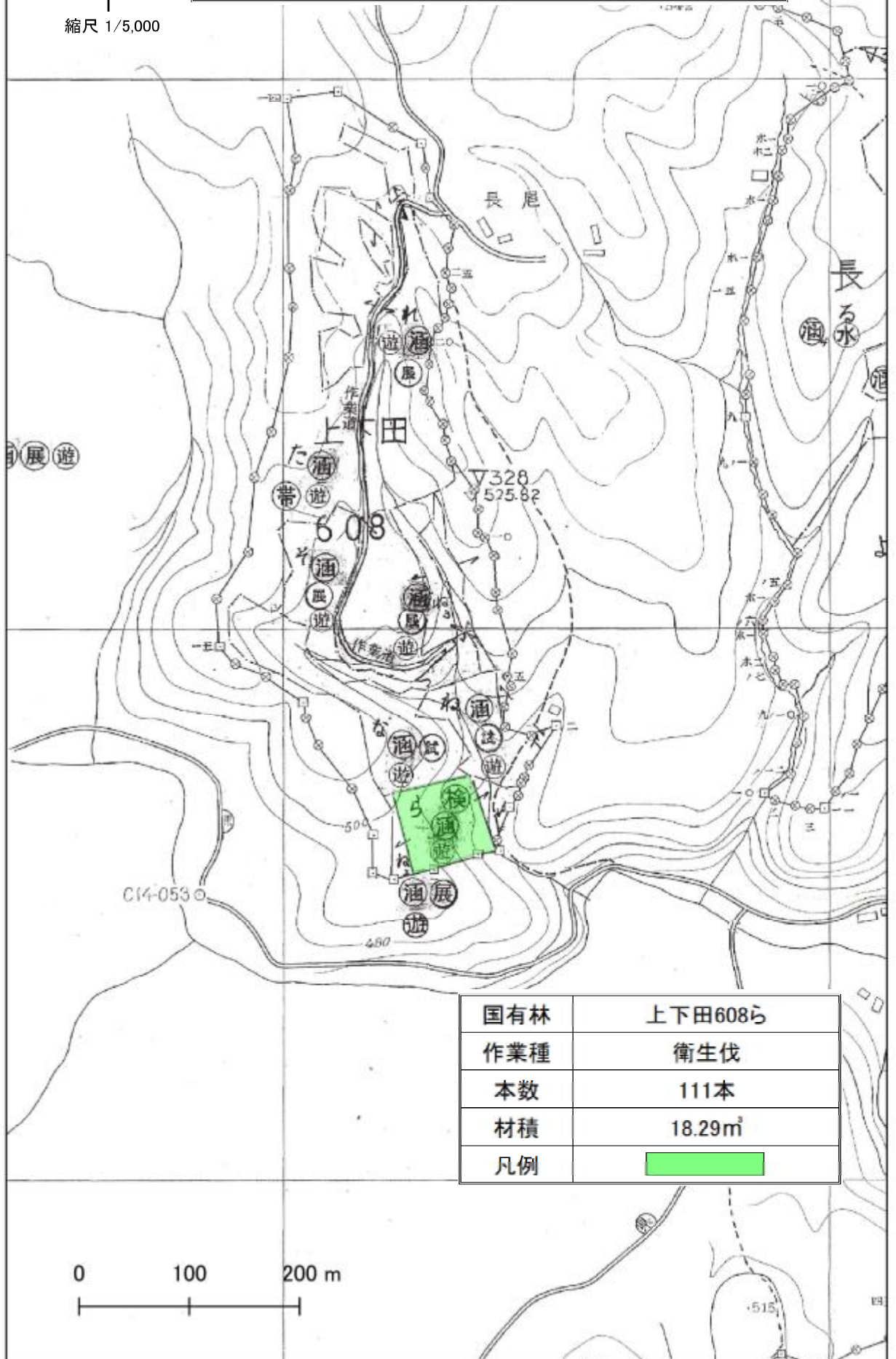
縮尺 1/20,000



国有林	上下田608ら
作業種	衛生伐
本数	111本
材積	18.29m ³
凡例	

操山国有林外森林整備事業(保護) 請負箇所位置図

縮尺 1/5,000



事業名：操山国有林外森林整備事業（保護）

作業種	森林事務所	国有林	林小班	実行数量		事業期間	林分条件		作業条件			
				本数	材積		傾斜	植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復)	通勤時間 (往復)	通勤起点
カシノナガキ クイムシ駆除 立木くん蒸	岡山	操山	803い1	95本	93.13m³	契約締結日の翌日～ 令和8年5月29日	中	中	人力・機械併用	6.2 km	47 分	岡山市中区役所
		操山	804い1	2本	0.71m³		易	中	人力・機械併用	8.0 km	50 分	岡山市中区役所
		操山	804ろ1	200本	152.15m³		易	中	人力・機械併用	8.0 km	36 分	岡山市中区役所
		操山	804ろ2	6本	4.72m³		中	中	人力・機械併用	8.0 km	45 分	岡山市中区役所
		操山	805い	36本	24.23m³		易	中	人力・機械併用	7.4 km	30 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	808ぬ	15本	11.93m³		易	中	人力・機械併用	20.2 km	29 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	812に	17本	17.68m³		中	中	人力・機械併用	17.6 km	22 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	812ち	2本	0.49m³		中	中	人力・機械併用	21.2 km	38 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	812り	5本	7.18m³		易	中	人力・機械併用	21.2 km	33 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	812ぬ	8本	21.70m³		易	中	人力・機械併用	21.2 km	28 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	812る	1本	0.37m³		易	中	人力・機械併用	21.2 km	31 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	812わ	8本	14.68m³		中	中	人力・機械併用	21.2 km	27 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	812な	3本	2.63m³		難	中	人力・機械併用	19.4 km	22 分	岡山市中区役所
	高梁	臥牛山	503ほ	73本	48.77m³	難	中	人力・機械併用	7.2 km	26 分	高梁市役所	
		臥牛山	503り	1本	0.89m³	中	易	人力・機械併用	7.8 km	25 分	高梁市役所	
小計				472本	401.26m³							

事業名：操山国有林外森林整備事業（保護）

作業種	森林事務所	国有林	林小班	実行数量		事業期間	林分条件		作業条件			
				本数	材積		傾斜	植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復)	通勤時間 (往復)	通勤起点
カシノナガキ クイムシ駆除 伐倒整理	岡山	操山	803い1	95本	93.13m³	令和8年7月1日～ 令和8年9月30日	中	中	人力・機械併用	6.2 km	47 分	岡山市中区役所
		操山	804い1	2本	0.71m³		易	中	人力・機械併用	8.0 km	50 分	岡山市中区役所
		操山	804ろ1	200本	152.15m³		易	中	人力・機械併用	8.0 km	36 分	岡山市中区役所
		操山	804ろ2	6本	4.72m³		中	中	人力・機械併用	8.0 km	45 分	岡山市中区役所
		操山	805い	36本	24.23m³		易	中	人力・機械併用	7.4 km	30 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	808ぬ	15本	11.93m³		易	中	人力・機械併用	20.2 km	29 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	812に	17本	17.68m³		中	中	人力・機械併用	17.6 km	22 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	812ち	2本	0.49m³		中	中	人力・機械併用	21.2 km	38 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	812り	5本	7.18m³		易	中	人力・機械併用	21.2 km	33 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	812ぬ	8本	21.70m³		易	中	人力・機械併用	21.2 km	28 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	812る	1本	0.37m³		易	中	人力・機械併用	21.2 km	31 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	812わ	8本	14.68m³		中	中	人力・機械併用	21.2 km	27 分	岡山市中区役所
		竜ノ口山	812な	3本	2.63m³		難	中	人力・機械併用	19.4 km	22 分	岡山市中区役所
	高梁	臥牛山	503ほ	73本	48.77m³	難	中	人力・機械併用	7.2 km	26 分	高梁市役所	
		臥牛山	503り	1本	0.89m³	中	易	人力・機械併用	7.8 km	25 分	高梁市役所	
	小計				472本	401.26m³						
衛生伐	神代	上下田	608ら	111本	18.29m³	契約締結日の翌日～ 令和8年5月29日	中	難	人力・機械併用	22.8 km	53 分	新見市役所哲多支局
		小計		111本	18.29m³							
計				1,055本	820.81m³							

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。

ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。

5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。

6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。

- （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
- （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
- （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
- （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- （7）入札金額の記載を訂正した入札書
- （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 - 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 - 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 - 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 - 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 - 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 - 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 - 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札書

入札物件 第 号

事業名

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である
ので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注
意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 〇 〇 〇 〇 殿

入 札 者
住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局（〇〇森林管理署）長 〇 〇 〇 〇 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、

記

事業名

委任状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 殿

(委任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) における契約について、下記の一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

(委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

(委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注) これは参考例 (様式及び記載内容) であり、必要に応じ適宜追加・修正等 (委任者が任意の様式で作成するものを含む) があっても差し支えない。